

令和5年4月6日  
京都府立向日が丘支援学校

4月1日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方について、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」等とされています（「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定））。

これを踏まえ、文部科学省が「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改訂をいたしましたので、新学期以降の学校におけるマスクの取扱い等について変更し、「新たな行動様式」を改訂しましたのでお知らせします。（下線部が今回の変更部分です。）

なお、新型コロナウイルス感染症が、本年5月8日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に位置付けられる予定であることに伴い、これ以降の対応については、改めてお知らせします。

## 1 マスク着用の考え方について

- ・児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- ・ただし、登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習や職場実習等において医療機関や高齢者施設、福祉事業所等を訪問する場合など、文部科学省の通知においてマスクの着用が推奨される場面では児童生徒及び教職員についても着用することが望ましい。
- ・新型コロナに限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員及び児童生徒はマスクを着用することも考えられるが、着用を強いることはしない。
- ・基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する児童生徒、健康上の理由により着用できない児童生徒もいることなどから、マスクの着脱を強いることはしない。
- ・児童生徒の間でも着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行う。

## 2 日常的な予防行動

### 家庭での行動(保護者の皆様にいただきたいこと)

#### (1) 登校前

- ・毎朝、体調確認を行い「けんこうかんさつきろく」に記入をして、子どもに学校へ持たせる。  
(資料1)
- ・発熱については、おおむね平熱プラス1℃を目安とし、発熱があれば登校はしない。その他の身体的症状がある場合も、登校は控える。

解熱後も体調が完全に回復するまでは登校は控える。(学校医の指示)

出席簿の扱いは「出席停止」とし、感染予防のため、登校を控える場合も「出席停止」とする。

- ・学校で使用する手ふきタオルは毎日交換して持参させる。
- ・学校での水分補給のために、各自、水筒持参で登校させる。
- ・御同居の家族にも自身の検温や体調管理に取り組んでいただき、家族に発熱や風邪症状が見られるときは児童生徒の登校は控える。(「けんこうかんさつきろく」への記入をお願いします。)
- ・医療的ケアの児童生徒等、感染により重症化しやすい児童生徒については、保護者、主治医と連携しながら健康管理を行う。

## (2) 下校後

- ・帰宅後や食事前の手洗いや感染症に対する抵抗力を保てるように食事や睡眠時間に気をつける。
- ・家庭でも換気対策を徹底する。
- ・多くの人が集まる場所では、混雑の状況に十分気をつけて、基本的な感染対策の実践等、感染リスクを回避する行動をとる。
- ・体調の変化があれば、医療機関を受診し、必ず学校へ連絡する。

## 学校生活での行動

引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をする。

### (1) 衛生指導に関すること

- ・児童生徒、担任が校内外を問わず外から教室に帰ってきたときはハンドソープを使用し、流水で30秒程度かけて手洗いをを行う。
- ・各学級で手洗い、咳エチケット※、抵抗力を高める生活習慣等の指導を児童生徒の発達段階に応じて行う。

※咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえること

- ・各教室、洗い場のある特別教室にはハンドソープを設置する。
- ・アルコールは基本的に各教室手指消毒のみに使用する。物品消毒は希釈した次亜塩素酸ナトリウム水溶液を使用する。

### (2) 体調管理に関すること

- ・担任は登校後、教室に入る前に「けんこうかんさつきろく」の記入内容を確認し、体温の記載が無い場合、速やかに各学部の緊急時対応室で保管の体温計で検温する。
- ・学校にいる間、担任は一人一人の体調変化をていねいに把握する。咳、倦怠感、鼻水、咽頭痛、元気がない、等の症状が見られる場合はこまめな検温、健康観察を行い、異常が見られたときには「2 緊急時の行動」へ移行する。

### (3) 授業の実施に関すること

#### ①指導に関する基本的なこと

- ・児童生徒同士の密着は防ぐ。可能な限り直接の接触は避け、身体的距離を1 m以上保つ。
- ・2方向の窓や出入口を開けて常に換気を行う。(難しい場合は30分に1回程度、5～10分程度の換気をする)
- ・指導者は大声での指導を避ける。
- ・授業や活動での座席配置や会話をする際には、真正面を避ける。
- ・児童生徒の発達段階に応じて、ソーシャルディスタンスが視覚的に理解できる工夫を行う。

#### ②指導に関する具体的なこと

- ・教具や用具を共有する場合は、使用後、手指消毒を行う。(可能な場合は必ず手洗いも行う。)
- ・肢体不自由の児童生徒への対応では、1人の児童生徒の介助等を行った後、別の児童生徒に接する前に手指消毒を行う。(可能な場合は必ず手洗いも行う。)
- ・指導者が児童生徒と、手をつなぐことはしない。危険回避のためにやむを得ない場合は、腕等の感染の可能性が低い箇所にとどめる。
- ・必要に応じて接触を伴う指導を行った場合も、対応は肢体不自由の児童生徒と同様とする。
- ・自立活動の指導(特に運動機能)を行う場合、指導者と児童生徒との接触が不可避な場合等があることから、指導計画や指導方法の内容の見直しを行うとともに、感染症対策を講じたうえで指導を行う。(資料2)

<学習活動の実施に当たっての感染症対策>

#### 【共通事項】

- ・2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行う。
- ・児童生徒が対面形式となる場合は、少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控える。

#### 【理科】グループで行う実験や観察 【図画工作、美術】共同制作等の表現や鑑賞の活動

- ・少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控える。
- ・共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保する。

#### 【音楽】合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏

- ・近距離で向かい合っただけの発声・演奏は控える。

#### 【職業・家庭、家庭】調理実習

- ・5月8日(予定)以降に実施することとし、実施の際は「調理学習ガイドライン」(令和5年4月 健康安全教育部)に従う。なお、以下の点に留意する。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・<u>調理中はマスクの着用を推奨する。</u></li><li>・<u>試食の際は、大声での会話は控える、座席を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の座席間に一定の距離(1 m程度)を確保する等の措置を講じる。</u></li></ul> |
|--|

#### 【体育、保健体育】

- ・十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用はしなくてもよいが、組み合ったり接触

したりする運動では、大声での発声を控える。

### ③その他

- ・校外での教育活動及び学校外の者が参加して行われる校内での活動については、参加人数や参加者の範囲を限定・把握し、感染症対策を十分に講じた上で実施する。
- ・高等部の進路に関わる実習は、受入れ先の企業と生徒・保護者等の職場実習の実施の意向を確認し、三者間で合意を得た上で、感染予防対策を徹底し実施する。
- ・校区内を目安とした学校周辺での学習は、行程の全てにおいて校内と同様の感染症対策を行う。
- ・宿泊を伴う教育活動は、行程の全てにおいて校内と同様の感染症対策を行う。
- ・保護者等との面談は、感染防止対策を徹底し 30分程度を目途に短時間で実施する。

### (4)給食に関すること

- ・配膳前の換気は、窓を開けて十分に行う。
- ・給食前はハンドソープを使用した手洗いとアルコールでの手指消毒を行う。
- ・給食後はハンドソープを使用した手洗いを行う。
- ・使用する配膳台、用具等の衛生管理にも配慮する。
- ・当番活動としての給食室から教室までの食器等の運搬は、往復とも指導者と一緒に行う。
- ・給食の配膳は手洗い・手指消毒ののち、衛生的な服装で行う。(エプロン、マスク、帽子や三角巾、使い捨て手袋)
- ・咳、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等体調がすぐれない場合は、コロナ陰性の診断を受けていたとしても配膳に携わらない。
- ・摂食指導は手袋とゴーグルまたはフェイスシールドをして行う。(必要とする学級へ配布)
- ・飛沫を浴びたフェイスシールドは廃棄し、新しいものを使用する。
- ・ゴーグルを使用する場合は、台所用中性洗剤で毎日洗う。担当する児童生徒はできるだけ1週間は同一とする。金曜日はゴーグルの消毒を行う。
- ・指導に直接関わらない教職員は、別の部屋で給食を食べ、密を避ける。
- ・食事中も適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える。
- ・机を向かい合わせにしない。向かい合わせにする場合には対面の児童生徒の間に一定の距離(1m程度)を確保する。(これらの措置を講じることにより、「黙食」は必要としない。)
- ・医療的ケアの児童生徒の在籍する学級では、ミルサーやシリンジ等の使用後の衛生管理に注意する。

### (5)休憩時間の過ごし方に関すること

- ・休憩時間の児童生徒の行動は、授業中と比べて、感染拡大予防の意識や緊張感が緩み、接触の際の距離が近くなることがある。また教室移動等により、教員の目が必ずしも届かないことがある。これらのことに留意し、休憩時間の過ごし方についても注意を払い、適切な指導を行う。
- ・中庭等で、児童生徒同士が密集しないように、指導者が配慮する。
- ・休憩時間に遊具や砂場を利用する前後に手洗いと消毒を確実にを行う。

## (6)清掃に関すること

- ・児童生徒が清掃をする場合、ゴミ回収は指導者が行う。ゴミ箱はふたをする。
- ・清掃後の手洗いを徹底する。

## (7)スクールバスに関すること

- ・乗車前に児童生徒はバスに備えたアルコールで手指の消毒を行う。
- ・バスの介助員は児童生徒の乗車前に、家庭での検温実施を保護者に確認する。未実施の場合はバスに設置の体温計で検温する。
- ・スクールバス運行中は安全に配慮しながら可能な範囲で換気を行う。
- ・下車後は30分ほどの換気を行い、手すり等を塩素消毒する。
- ・自主通学生についても、感染拡大予防に必要な行動の指導を個別に行う。

## (8) 衛生管理に関すること

- ・授業時間中に塩素消毒をした場合、塩素を使用した部分は、その後水拭きをする。拭き取りに使用した雑巾は洗って乾かしてから再度使用可能。

## 教職員の行動

- ・新型コロナウイルスに感染しているかもしれないという可能性をふまえて常に行動する。
- ・教職員は、万が一感染した場合を想定し、濃厚接触者を速やかに特定できるように自分の行動や指導にあたっていた児童生徒の活動状況や行動を把握しておく。
- ・教職員は新型コロナウイルス感染症に対して、正しい知識をもち、基本的な感染症対策を行えるようにする。
- ・偏見、いじめ、差別等が生じないよう児童生徒の人権に十分に配慮した指導を心がけ、必要に応じて関係機関による支援につなげる等、適切に対応する。
- ・出勤前に検温をして体調確認してから出勤する。
- ・職員室等での業務や会議を行う際には、正面からや大声での会話はしない。
- ・人との接触を減らし、密な状態を作らないように心がける。給食指導がない勤務日においても、昼食時は分散して飲食をする。
- ・教職員は体調に不安がある場合は無理をせず、管理職へ報告の上、自宅待機をする。
- ・同居の家族に体調の変化がみられ新型コロナウイルス感染の可能性のある場合や濃厚接触者が確認された場合は早急に、管理職へ報告し、自宅待機する。

## 3 緊急時の行動

### (1) 学校で児童生徒に発熱、体調不良の症状がみられた場合(担任の行動)

- ・担任は、児童生徒に発熱や体調不良がみられる場合には、直ちに管理職と養護教諭へ報告し、学部ごとに設定している緊急時対応室へ連れて行き、検温をする。体調不良の児童生徒は、緊急時対応

室で安静にして健康観察を行う。その間、児童生徒と接触する指導者は必要最低限の人数とし、その後は他の児童生徒の指導に関わらない。

- ・発熱、体調不良による帰宅依頼の基準は、前記の「家庭での行動」と同様とし、管理職、養護教諭と相談して帰宅依頼する。
- ・保護者に医療機関の受診と、結果報告、症状がなくなるまで自宅での静養を依頼する。
- ・発熱した児童生徒と、その日の学校生活で1メートル以内の距離でマスクを外して15分以上接触する時間があつた児童生徒及び教職員については、家庭及び学校でこまめな健康観察を行う。
- ・保護者への情報提供は、当該学級の保護者のみに名前は記載せずに連絡帳をとおして行う。
- ・医療的ケアの児童生徒等、感染により重症化しやすい児童生徒については、必要な情報を保護者と共有し、連携して対応する。
- ・当該児童生徒等の個人情報保護し人権に配慮しつつ、状況に応じて他の児童生徒や教職員等へ情報提供する。

## (2) 児童生徒あるいは教職員が濃厚接触者ではないが体調不良等によりPCR検査を受ける/受けた場合

(管理職、当該者以外の担任の行動)

- ・当該児童生徒等はPCR検査（または抗原検査、以下同じ）の結果が判明するまで、出席停止、自宅待機とする。
- ・当該児童生徒等の発症2日前、無症状の場合は検査の2日前から1メートル以内の距離でマスクを外して15分以上接触する時間があつた児童生徒及び教職員を特定し、特定された児童生徒及び教職員は検査結果が判明するまで、家庭及び学校でこまめな健康観察を行う。
- ・他の児童生徒、教職員については、健康観察を続けながら教育活動が続ける。
- ・教育活動を継続するために、必要関係機関と連携し、組織的に対応する。
- ・保護者、教職員への情報提供は個人情報保護し人権に配慮しつつ必要に応じて適切に実施する。
- ・当該児童生徒等はPCR検査の判定結果が陰性の場合、体調が回復したら登校、通勤は可とする。
- ・結果が陽性の場合には下記(4)の対応とする。

## (3) 児童生徒あるいは教職員が濃厚接触者に特定され、PCR検査を受けた場合

(管理職、担任の行動)

- ・当該児童生徒等は、保健所の指示に従い、PCR検査の実施及び出席停止、自宅待機とする。
- ・他の児童生徒、教職員については、健康観察を続けながら教育活動が続ける。
- ・教育活動を継続するために、必要関係機関と連携し、組織的に対応する。
- ・当該児童生徒等の状況を様式に記入し、府教育委員会へ速やかに報告すること。また、学校医（教職員の場合は産業医）や学校薬剤師に連絡し、指導を仰ぐ。
- ・保護者、教職員への情報提供は個人情報保護し人権に配慮しつつ必要に応じて適切に実施する。
- ・濃厚接触者としてPCR検査を受けた児童生徒、教職員は判定結果にかかわらず、感染者と最後に濃厚接触した翌日から起算して原則として5日間の出席停止、自宅待機とする。
- ・結果が陽性の場合には下記(4)の対応とする。

#### (4)児童生徒あるいは教職員が感染者になった場合(管理職、担任の行動)

- ・PCR 検査の結果、「感染」が判明した場合は、保健所等から本人あるいは保護者に対し検査結果が伝えられることから、速やかに学校へ連絡するよう依頼しておく。
- ・学校は当該児童生徒等の校内での活動状況等の把握など調査を実施し、必要に応じて保健所の指示を受ける。
- ・当該児童生徒等の発症 2 日前、無症状の場合は検査日の 2 日前から 1メートル以内の距離でマスクを外して 15 分以上接触する時間があった児童生徒及び教職員を特定し、健康観察や行動の把握を行う等の情報収集に努める。
- ・当該児童生徒等の状況を様式に記入し、府教育委員会へ速やかに報告する。また、学校医（教職員の場合は産業医）や学校薬剤師に連絡し、指導を仰ぐ。
- ・保護者、教職員への情報提供は個人情報と保護し人権に配慮しつつ必要に応じて適切に実施する。
- ・管理職を中心に濃厚接触者に当たる可能性のある児童生徒、教職員を特定し、当該児童生徒等が在籍する学級の全児童生徒を「出席停止」、教職員は自宅待機とするとともに、保健所と連携し、消毒作業等を実施する。
- ・他の学級の児童生徒及び教職員が濃厚接触者に当たる可能性がある判断された場合は、該当する児童生徒を「出席停止」、教職員は自宅待機し、必要に応じて保健所の指示を受ける。
- ・学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などにおいても、必ずしも全校を休業とするのではなく、府教育委員会等関係機関と協議の上、学級単位、学部単位等、必要最低限の範囲の休業にとどめる方向を検討する。
- ・感染状況に応じて府教育委員会の指示を受けながら学校教育活動を再開する。
- ・陽性者（有症状患者）の療養期間については、発症日から 7 日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過した場合には 8 日目から解除を可能とすることに変更された（R4.9.7 厚生労働省）。ただし、10 日間が経過するまでは、感染リスクが残存するとされていることから、学習集団や学習内容（児童生徒）、業務内容（教職員）については十分検討する。
- ・陽性者（無症状患者/無症状病原体保有者）の療養期間については、検体採取日から 7 日間を経過した場合には 8 日目に療養解除を可能である（従来から変更なし）。加えて、5 日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5 日間経過後（6 日目）に解除を可能とすることに変更された（同上）。ただし、7 日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、学習集団や学習内容（児童生徒）、業務内容（教職員）については十分検討する。

#### (5)児童生徒あるいは教職員の家族が濃厚接触者になった場合(管理職、担任の行動)

児童生徒、教職員は体調の変化がないか家庭及び学校でこまめな健康観察を行う。

- ・濃厚接触者の陽性が判明したら速やかに学校へ連絡していただくよう、保護者に依頼する。教職員も速やかに学校に連絡する。

#### (6)児童生徒あるいは教職員の同居家族が感染者になった場合(管理職、担任の行動)

- ・①同居家族の発症日、または検査日から児童生徒、教職員は原則 5 日間、または、②同居家族の陽性者との家庭内で感染症対策を実施した日から原則 5 日間、体調の変化がないか健康観察を行いながら、自宅待機とする。①②の遅い方から原則 5 日間経過後、症状が見られない場合は登校または

出勤する。

	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	
例	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1	8/2	8/3	
基本		不要不急の外出自粛（待期間）					待機解除		
		健康観察、リスクの高い方との接触等を避ける、マスク着用等の感染対策							
待期間を短縮する場合	最終接触	不要不急の外出自粛（待期間）							
			検査陰性	検査陰性	待機解除				
		健康観察、リスクの高い方との接触等を避ける、マスク着用等の感染対策							

以上の行動は今後も全教職員で取り組み、修正があれば必要に応じて行い、常に行動を見直していくこととする。